

# 相模原養護老人ホームヘルプステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が運営する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、個別かつ継続的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所名称、事業所所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 相模原養護老人ホームヘルプステーション
- 2 所在地 相模原市南区大野台5-13-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所は老人福祉法及び介護保険法と相模原市条例に示された所定の職員を配置するものとする。

- 1 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 1名（常勤・専従）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、及び訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 23名（常勤専従1名・常勤兼務17名・非常勤兼務5名）  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業(サービス提供)日 日曜から土曜まで
- 2 営業(サービス提供)時間 終日
- 3 電話等による24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

## ①指定訪問介護の身体介護の単価

時間	単位	料金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
30分未満	189 単位	1,992 円	200 円	399 円	598 円
45分未満	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円
1時間未満	341 単位	3,594 円	360 円	719 円	1,079 円
1時間15分未満	426 単位	4,490 円	449 円	898 円	1,347 円
1時間30分未満	511 単位	5,385 円	539 円	1,077 円	1,616 円

②指定訪問介護の生活援助の単価

時 間	単 位	料 金	利用者自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
15分未満	48 単位	505 円	51 円	101 円	152 円
30分未満	94 単位	990 円	99 円	198 円	297 円
45分未満	142 単位	1,496 円	150 円	300 円	449 円
1時間未満	190 単位	2,002 円	201 円	401 円	601 円
1時間15分未満	214 単位	2,255 円	226 円	451 円	677 円
1時間15分以上	256 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円

介護保険対象外サービス

利用料金の全額負担となります

利用料金のお支払い方法

毎月、料金表に記載された金額を基に算定した利用料金明細書により請求致しますのでお支払い願います。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は相模原市南区大野台5-13-7の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の状態に急変が生じた場合や、その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成し、避難、救助その他必要な訓練を行うものとする。

(業務に関して知り得た秘密の保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を遵守するものとする。  
従業者が退職後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情・相談体制)

第11条 管理者は、提供した介護サービスについての苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど解決に向けて調査、記録を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明を行い、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続き)

第13条 事業者及び職員は入居者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。但し、緊急やむを得ない場合は身体的拘束等適正化のための指針に基づいて必要最低限の時間及び期間に限り身元引受人等の承認のもとで身体拘束を行うこともある。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(ハラスメント行為に関する事項)

第15条 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

2 利用者および利用者のご家族がサービス従業者に対し以下の行為をすることを固くお断りします。

- ① 身体的な危害を加える行為  
例：殴る、蹴る、物をぶつける、唾を吐く
- ② 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為  
例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する
- ③ 相手の意に反する性的誘いかけ、好意的な態度の要求等性的な嫌がらせ行為  
例：必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す

(従業者の研修)

第16条 当事業所職員は資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制も併せて整備する。

1. 採用時研修 採用後6ヶ月以内
2. 法定研修 年2回以上
3. 継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第17条 利用者が使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症の発生、又は感染しないように必要な措置を講ずる。

- 1 事業所は、この事業を行うため、訪問介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録苦情の記録、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 この規程に定めるほかに養護老人ホーム運営規程に基づいて運営するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| 平成21年 4月1日一部改正 | (介護報酬単価改正より自己負担単価改正)   |
| 平成22年 4月1日一部改正 | (サービス提供責任者と訪問介護員の人数変更) |
| 平成24年 7月1日一部改正 | (サービス提供責任者減員のため)       |
| 平成25年 3月1日一部改正 |                        |
| 平成26年 4月1日一部改正 |                        |
| 平成27年10月1日一部改正 | (介護報酬単価改正により自己負担単価改正)  |
| 平成30年 4月1日一部改正 | (身体拘束事項記載)             |
| 令和元年10月1日一部改正  | (消費税増税に伴い料金表変更)        |
| 令和 6年 1月1日一部改正 | (虐待防止、ハラスメント事項記載)      |
| 令和 6年 4月1日一部改正 | (介護報酬単価改正により自己負担単価改正)  |